

菰野町競争入札参加資格審査会要綱

(目的)

第1条 この告示は、町が発注する工事、工事にかかる測量、設計及び調査業務委託並びに物件の購入（以下「工事等」という。）の競争入札に関し、請負業者の公正な選定及び入札参加資格等の設定について必要な事項を定め、工事等の適正な執行を図り、契約の履行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、菰野町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- ① 請負業者の総合能力の判定を行うための発注基準を作成すること。
- ② 菰野町競争入札参加資格者名簿を作成すること。
- ③ 建設工事（指名競争入札及び設計金額130万円超の随意契約）、測量・建設コンサルタント等業務委託（設計金額500万円以上）及び物件購入（購入予定価格700万円以上）の入札参加者選定、入札に関する事及び随意契約理由の妥当性の審査
- ④ 一般競争入札に係る入札参加資格の条件についての審査及び、必要に応じて入札参加者の参加資格の有無についての審査
- ⑤ 菰野町競争入札参加資格者名簿登録業者の指名停止に関する事の審査
- ⑥ 前各号のほか、工事等に関して会長が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第4条 審査会は、会長及び委員6名で組織する。

2 会長は、財務課長をもって充てる。

3 委員は、都市整備課長、観光産業課長、水道課長、下水道課長、検査監、営繕管理室長をもって充てる。

(会長)

第5条 会長は、審査会を代表して会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審査会は、必要に応じて随時会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の全員で決定する。

4 会長は、会議の結果を事業主管課の長に通知しなければならない。

(庶 務)

第7条 審査会の庶務は、財務課において処理する。

(原案提出及び発注基準)

第8条 各課等において、第3条第3号の規定に該当する工事等が発生した場合は、工事等概要を記載した書類、指名候補業者の選定条件及び入札参加資格の条件を審査会に提出する。

(秘密の厳守)

第9条 会長、委員及び事務取扱者は、職務上知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。

(雑 則)

第10条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。